

2025 年 3 月 吉日

ご利用者・ご家族 各位

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
聖 隷 カ ー ネ ー シ ョ ン ホ ー ム
園 長 森 本 真 史

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険証の取扱いについて

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より当施設につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度国よりマイナンバーカード（マイナ保険証）の登録、利用推進の案内がされております。当施設において、今後のマイナンバーカード（マイナ保険証）の取り扱いを協議し、以下にて決定させていただきましたのでご案内させていただきます。

なお、今後、マイナンバーカード（マイナ保険証）に関する状況に変更があった場合において対応方法を変更する場合がありますのでご了承願います。

記

(1) 保険証の取扱いについて

『資格確認証』を預かり、マイナンバーカード（マイナ保険証）は預かりません。

(2) お願い

- ・ 2025 年 7 月に、行政より『資格確認証』が各家庭に届きます。届きましたら施設へ提出をお願いいたします。

- ・ 2025 年 7 月までに保険証の変更や切り替えなどがあった場合、『資格確認証』が発行されます。発行されましたら施設へ提出をお願いいたします。

- ・ 一部手続きをしないと『資格確認証』が発行されない方がいます（※1）。手続きが必要です。下記担当者へご相談ください。

（※1：マイナ保険証の登録をしている方、マイナンバーカード更新中や紛失しており有効なマイナンバーカードが手元にない方など）

以上

【お問合せ先】

ご不明な点がございましたらご連絡下さい

生活相談員（雨堤・京本・西影）

☎0799-74-6175